

山梨県公報

第四十二号

令和元年

十月十七日

木曜日

目次

告示

○救急病院等の認定(二件)……………三三二

○建築基準法に基づく道路位置指定……………三三一

公告

○職業訓練指導員試験の実施……………三三二

○公共測量の実施(二件)……………三三四

公安委員会

○落札者の決定について……………三三四

告示

山梨県告示第百十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和元年十月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 救急診療所の名称及び所在地

名称	所在地
東桂メデイカルクリニック	都留市十日市場九百五十八番地一

二 認定期限 令和四年九月十三日

山梨県告示第百十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年十月十七日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長崎 幸太郎

名称	所在地
ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院	都留市四日市場百八十八番地

二 認定期限 令和四年九月二十日

山梨県告示第百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和元年十月三日
- 指定道路の位置 南アルプス市野牛島字神戸百四十三番四及び百四十四番四
- 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 指定道路の延長 四十五・七七メートル

公告

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和元年十月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 試験を実施する職種及び試験科目
- 次の職種について、学科試験を行う。 機械科
- 学科試験の科目は、次のとおりとする。

免許職 学科試験の科目

種	機械科	指導方法
関連学科	一 系基礎学科 1 機械工学（機械要素及び機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤） 3 工作法（NC加工法、機械工作法、治具及び工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験） 5 安全衛生（安全管理及び衛生管理） 二 専攻学科 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法及び精密加工法） 2 機械製図（機械製図法、機械設計法及びテクニカルイラストレーション）	一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

3 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者であつて、職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるもの（機械科以外の職種にあつては、同項の規定により学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものに限る。）
 - (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
 - (二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - (一) 成年被後見人又は被保佐人
 - (二) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 三 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
<p>免許職種に關し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。）</p>	<p>免許職種に關し、二級の技能検定に合格した者</p>	<p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>実技試験の全部及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>
<p>免許職種に關し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者</p>	<p>実技試験の全部及び関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）</p>

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科 (当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学又は同法第百十五条に規定する高等専門学校において免許職種	学科試験のうち関連学科

職業種	<p>に関する学科を修めて卒業した者</p> <p>省令第四十五条の二第三項第四号に規定する者</p> <p>実技試験の全部</p>
<p>省令別表第十一の三に掲げる免許職種の欄に掲げる者</p> <p>省令別表第十一の三の三に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p> <p>省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>	<p>省令別表第十一の三の三の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>

四 試験の日時及び場所

- 1 日時 令和二年一月十七日(金) 午前十時から
- 2 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県生涯学習推進センター(山梨県防災新館一階)

五 受験手続

- 1 受験申請書類 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚(申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートルかつ横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)に貼り付けること。)及び受験資格を有することを証明する書類
- 2 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
- 3 申請書類の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材育成課(郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。)
- 4 申請書類の受付期間 令和元年十一月五日(火)から同月二十二日(金)までの山梨県の休日を含め定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月二十二日(金)までの消印のあるものを有効とする。
- 5 受験手数料 三千円(職業訓練指導員試験受験申請書に、三千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。)
- 6 受験票の交付 受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合否判定の基準

- 1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の

得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表 令和二年二月十三日（木）午前十時に山梨県庁東側掲示板（スクランブル交差点脇）及び山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に可否を書面で通知する、

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材育成課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に関する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。

3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五―二三三―一五六六））に問い合わせること。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十七日

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 甲府河川国道事務所管内
- 三 測量の期間 令和元年八月二十日から令和二年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

令和元年十月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）

二 測量の地域 南アルプス市の一部

三 測量の期間 令和元年八月八日から令和二年一月三十一日まで

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年十月十七日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 通信指令システム用機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県警察本部生活安全部通信指令課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札を決定した日 令和元年九月十七日

四 落札者

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社

(二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 九億四千三百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年八月八日